

2019 年度

# 障害福祉サービス等報酬の年度比較実態調査

(2018 年 4 月～2019 年 3 月及び 2019 年 4 月～2020 年 3 月実績)

(概要版)

2020 年 10 月吉日

一般社団法人ゼンコロ 運営委員会・総務部会

## はじめに

2018 年度の障害福祉サービス等の報酬改定は、基本的に体制加算から実績を評価する加算への改定であった。とりわけ、就労継続支援（A型・B型）事業ならびに就労移行支援事業、障害児通所支援事業など、大きな見直しが実施された事業においては、ゼンコロ会員法人でも相当の影響を受けることを懸念した。ついては、実態調査を実施して報告書にまとめ、ホームページでも公表したところである。

2019 年度については、大幅な報酬改定はなかったものの、ゼンコロ運営委員会・総務部会では 2018 年度と 2019 年度の年度で、比較できる実態調査を継続して実施したいとの要望を受け、引き続き調査を実施し報告書としてまとめ、概要版をHPで公表することとした。

### 1 調査の目的

2018 年度と 2019 年度の障害福祉サービス等報酬の年度比較実態調査を行い、社会福祉法人や会員法人経営の課題に関して情報共有を図ること。

### 2 調査対象事業

会員法人で実施しているすべての障害福祉サービス事業を対象にする。なお、比較調査が趣旨であり、2018 年度と 2019 年度の報酬比較の実態を明らかにしなければならないので、比較を表す全体の数字については、期中に新規に開設した事業所や閉鎖した事業所も含めた。

### 3 調査方法

総務部会で作成した調査票を基に、施設長又はサービス管理責任者、若しくはそれに相当する責任者がサービス種別に記入することとした。

### 4 調査対象期間

2018 年度（2018 年 4 月～2019 年 3 月）及び 2019 年度（2019 年 4 月～2020 年 3 月）までの各年間。

### 5 報告書の概要

今回の報告書は、図表や文章の記述順を調査票と連動させて作成した。

福祉サービス事業報酬の増減には様々な理由が存在するが、本報告書の概要版では、年度比較に重点を置き、文章については数字を中心に記述し、ゼンコロ全体の事業体系別の傾向、法人別・サービス事業別増減、増減理由一覧などでまとめた。

## 目 次

1. 全体総括	2
2. 事業所別・サービス事業別 前年比	4
(1) 訪問系サービス	4
居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業	4
(2) 日中活動系サービス	4
生活介護事業・短期入所事業	4～5
(3) 施設系・居住系サービス	5
施設入所支援事業・共同生活援助事業	5～6
(4) 訓練系・就労系サービス	6
自立訓練（生活訓練）	6
就労移行支援事業	7
就労定着支援事業	7
就労継続支援A型事業	8
就労継続支援B型事業	8
(5) 相談系サービス	9
計画相談支援事業・障害児相談支援事業	9
地域移行支援事業・地域定着支援事業	10
(6) 障害児通所系サービス	10
児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	10～11
* 事業所全体で集計している事業	12
訪問系サービス合計・相談系サービス合計	12
3. 福祉サービス事業増減の理由一覧	13
まとめ	14

### 1. 全体総括

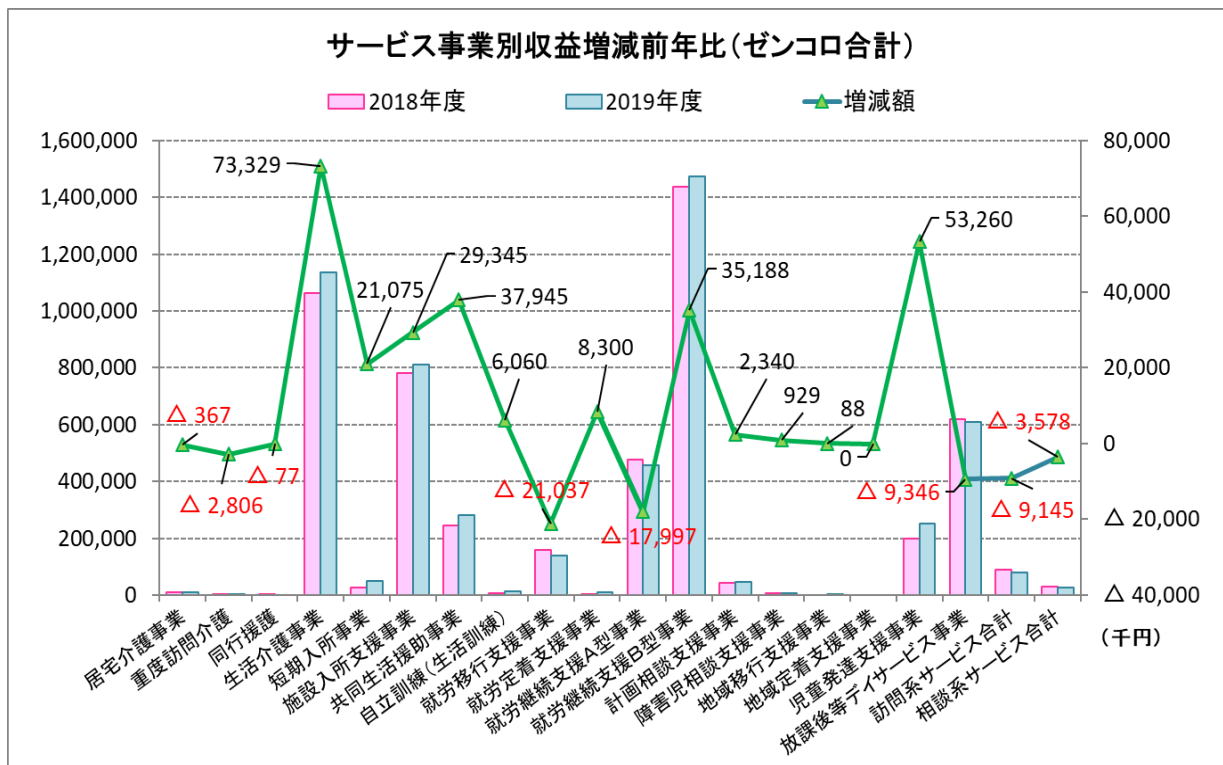
2019（2019年4月～2020年3月）年度のゼンコロ全体の福祉サービス事業収入は、5,400,968千円であり、2018（2018年4月～2019年3月）年度の5,197,460千円と比較すると、203,508千円（前年度対比103.9%）の増収となった。目立つのは、前年対比で382.4%（8,300千円）の増収となった就労定着支援事業であるが、この事業は2018年度の報酬改定時に、就労移行支援事業から切離し創設された新たなサービスで、実施法人は2018年度の年度途中で開始しているため、2019年度が実質1年間の集計による増収である。その他は、表にあるように生活介護事業、短期入所事業、施設入所支援事業、共同生活援助事業、就労継続支援B型事業、児童発達支援事業などが増収となった。一方減収となった事業は、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、放課後等デイサービス事業などであった。

期中には閉鎖や新規に開始、あるいは開始間もなくから徐々に利用者が増加するなどの実態があり、単純に年度比較はできないものの、2017年度と報酬改定時の2018年度の実態調査では、38,741千円の減収であったことを鑑みると、会員法人では、様々な工夫と経営努力で対応してきたと思われる。

## 障害福祉サービス事業別収益増減額（以下同様）

（単位：円）

サービス事業種別	事業所数	2018年度	2019年度	増減額	前年比
居宅介護事業	2	11,282,980	10,915,730	△ 367,250	96.7%
重度訪問介護	2	4,307,000	1,501,000	△ 2,806,000	34.9%
同行援護	1	77,000	0	△ 77,000	0.0%
生活介護事業	14	1,061,159,770	1,134,488,599	73,328,829	106.9%
短期入所事業	8	27,866,418	48,941,465	21,075,047	175.6%
施設入所支援事業	12	781,309,669	810,654,749	29,345,080	103.8%
共同生活援助事業	6	244,818,138	282,763,623	37,945,485	115.5%
自立訓練（生活訓練）	3	5,782,622	11,843,098	6,060,476	204.8%
就労移行支援事業	17	160,061,826	139,025,140	△ 21,036,686	86.9%
就労定着支援事業	4	2,939,256	11,239,152	8,299,896	382.4%
就労継続支援A型事業	12	475,673,888	457,676,461	△ 17,997,427	96.2%
就労継続支援B型事業	27	1,436,559,206	1,471,747,225	35,188,019	102.4%
計画相談支援事業	10	43,726,840	46,067,166	2,340,326	105.4%
障害児相談支援事業	4	5,658,789	6,587,841	929,052	116.4%
地域移行支援事業	2	0	88,392	88,392	-
地域定着支援事業	1	0	0	0	-
児童発達支援事業	10	198,062,952	251,322,904	53,259,952	126.9%
放課後等デイサービス事業	25	617,621,811	608,276,300	△ 9,345,511	98.5%
訪問系サービス合計	3	90,142,159	80,997,075	△ 9,145,084	89.9%
相談系サービス合計	4	30,409,764	26,832,129	△ 3,577,635	-
合計	119	5,197,460,088	5,400,968,049	203,507,961	103.9%



## 2. 事業所別・サービス事業別 前年比

### (1) 訪問系サービス

居宅介護事業の事業所数は2事業所で、全体の増減は△367,250円の減収であった。増収は1事業所で294,000円であった。また、重度訪問介護事業は2事業所で、内1事業所は利用実績がなく、1事業所の減収は△2,806,000円であった。同行援護は1事業所で2019年度の利用実績はなかった。(円グラフなし)

#### 居宅介護事業

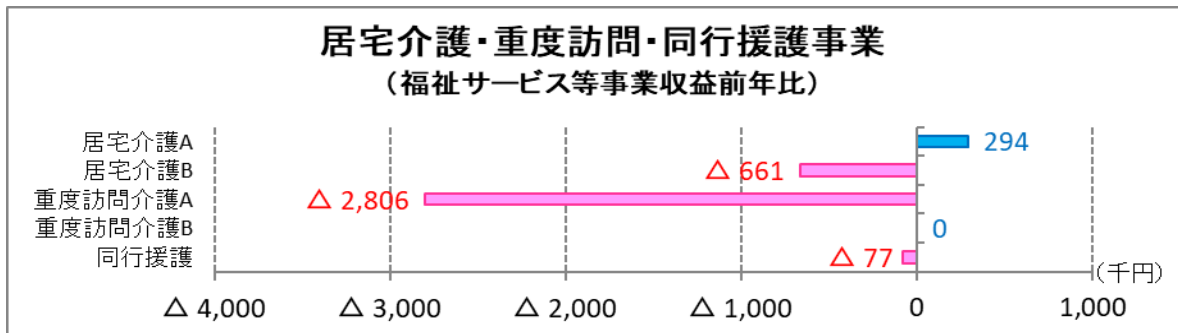
事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
2	11,282,980	10,915,730	△ 367,250

#### 重度訪問介護

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
2	4,307,000	1,501,000	△ 2,806,000

#### 同行援護

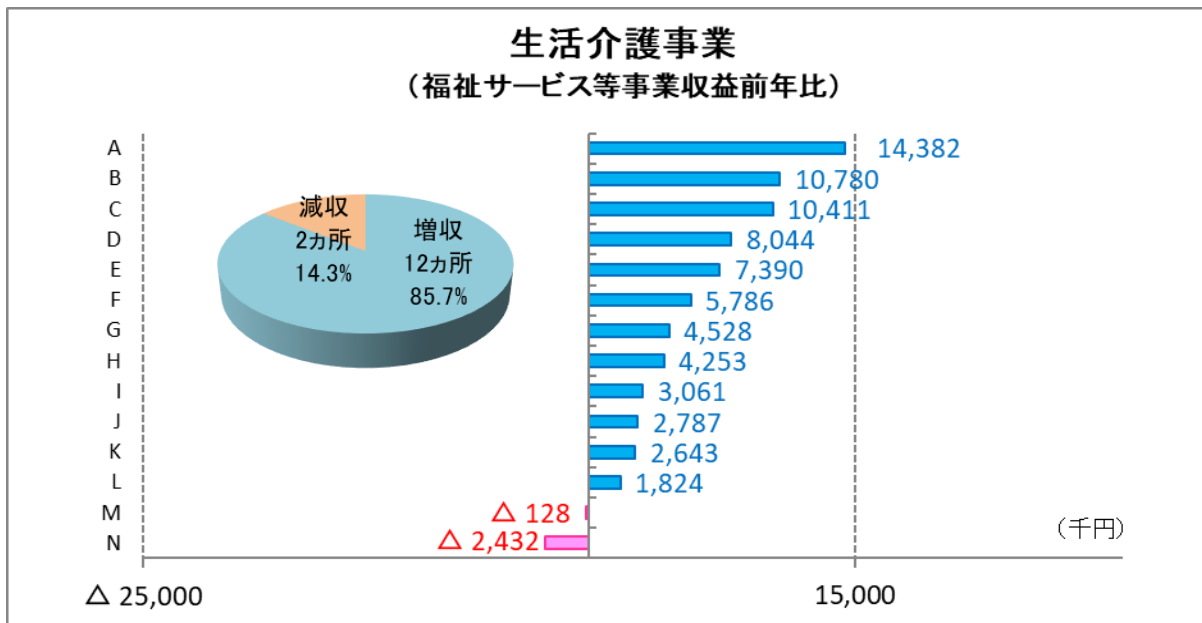
事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
1	77,000	0	△ 77,000



### (2) 日中活動系サービス

#### 生活介護事業

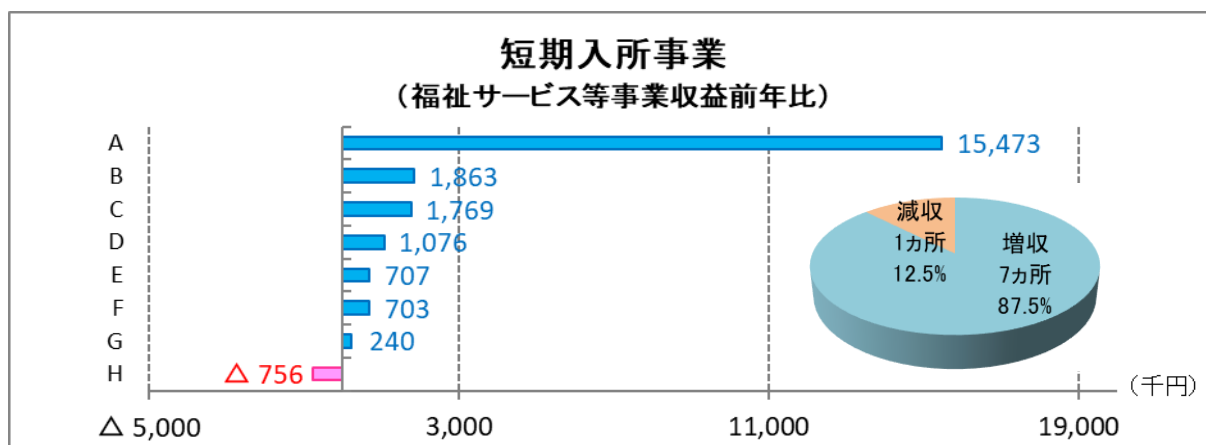
事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
14	1,061,159,770	1,134,488,599	73,328,829



生活介護事業の事業所数は 14 事業所であった。減収の事業所は 2 事業所で、増収の事業所は 12 事業所であった。全体の増減額は 73,328,829 円の増収で、増収額の最も多い事業所は利用者の増加を主な理由として 14,381,756 円であった。減収額が最も多い事業所は△2,432,130 円であった。

### 短期入所事業

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
8	27,866,418	48,941,465	21,075,047

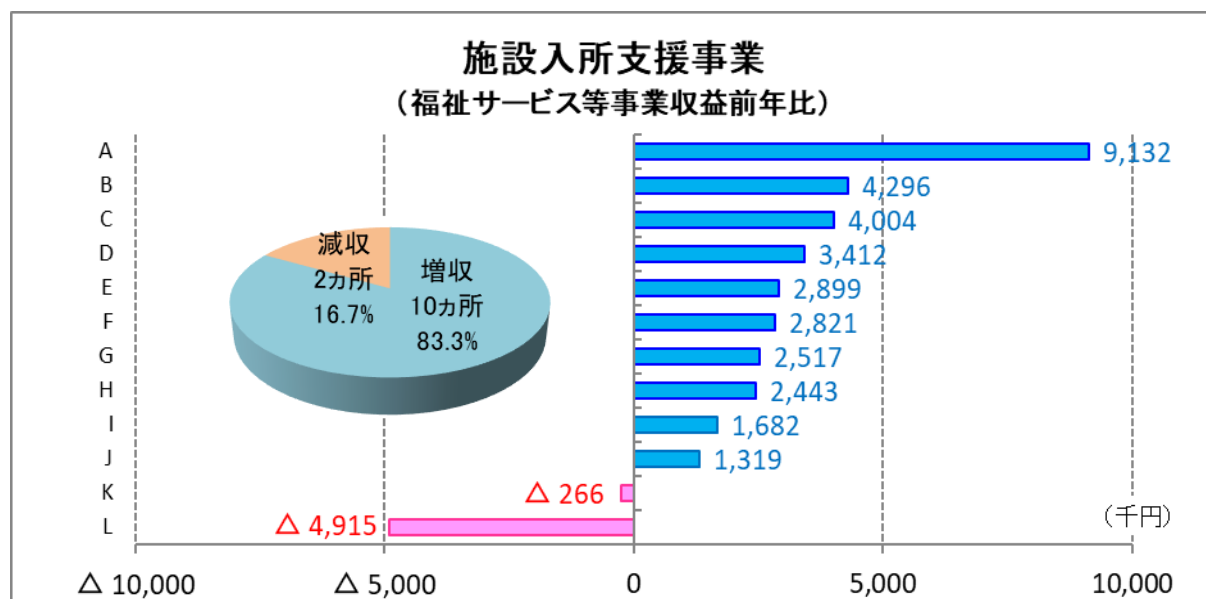


短期入所事業の事業所数は 8 事業所であった。内減収の事業所は 1 事業所で、増収の事業所は 7 事業所であった。全体の増減額は 21,075,047 円の増収で、増収額の最も多い事業所は 15,473,301 円であった。増収の要因は、2018 年度に新設した事業所が 2 年目となり、利用者が徐々に増加したものによる。

### (3) 施設系・居住系サービス

#### 施設入所支援事業

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
12	781,309,669	810,654,749	29,345,080

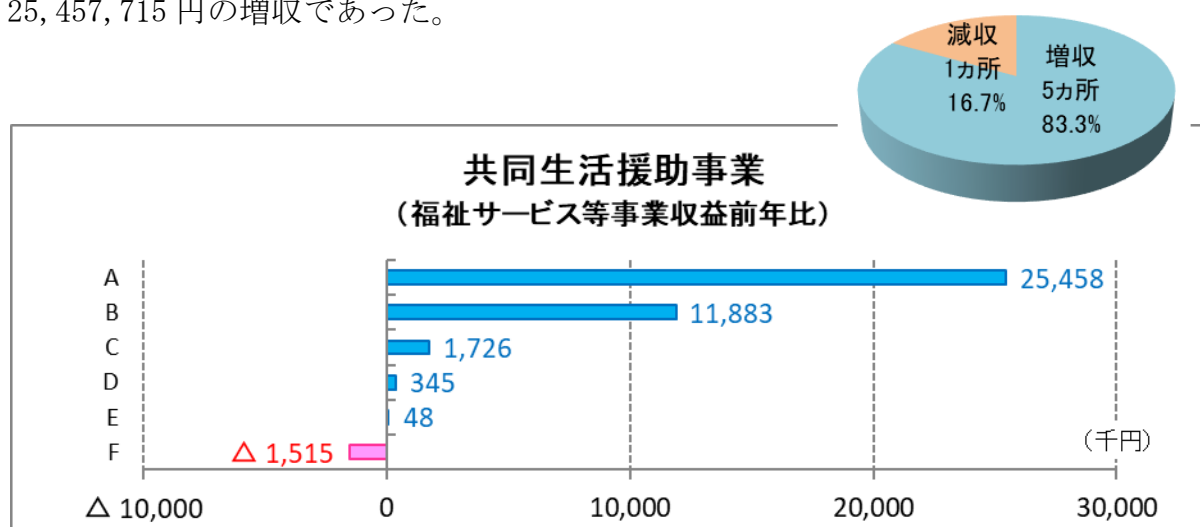


施設入所支援事業の事業所数は 12 事業所で、内減収の事業所は 2 事業所、増収の事業所は 10 事業所であった。全体の増減額は 29,345,080 円の増収で、減収額の最も多い事業所は△4,915,075 円で、増収額の最も多い事業所は、利用者の増加により 9,132,050 円の増収であった。

### 共同生活援助事業

法人数	2018年度	2019年度	増減(円)
6	244,818,138	282,763,623	37,945,485

共同生活援助事業の実施法人は 6 法人で、複数拠点の合計の調査票記入であった。その内減収は 1 法人、増収は 5 法人であった。全体の増減額は 37,945,485 円の増収で、増収額の最も多い事業所は 2019 年度に 1 事業所を新設したことにより 25,457,715 円の増収であった。

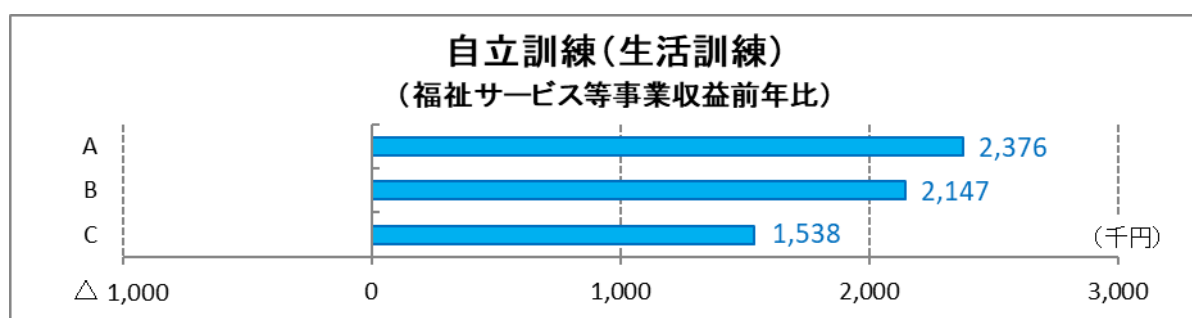


### (4) 訓練系・就労系サービス

#### 自立訓練（生活訓練）

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
3	5,782,622	11,843,098	6,060,476

自立訓練（生活訓練）の事業所数は 3 事業所で、前年比では全てが増収であり、全体の増減額は 6,060,476 円の増収であった。（円グラフなし）



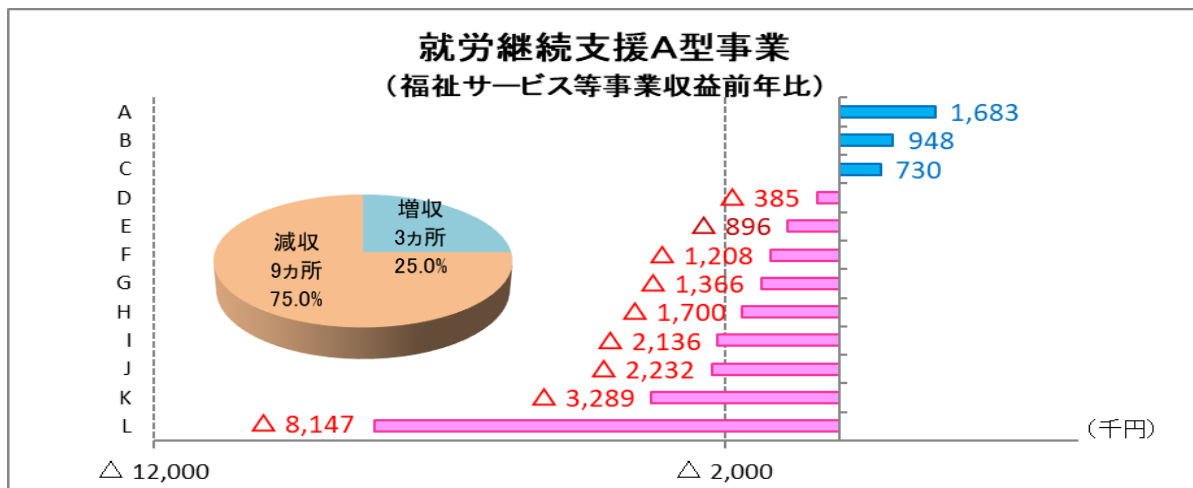


### 就労継続支援A型事業

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
12	475,673,888	457,676,461	△ 17,997,427

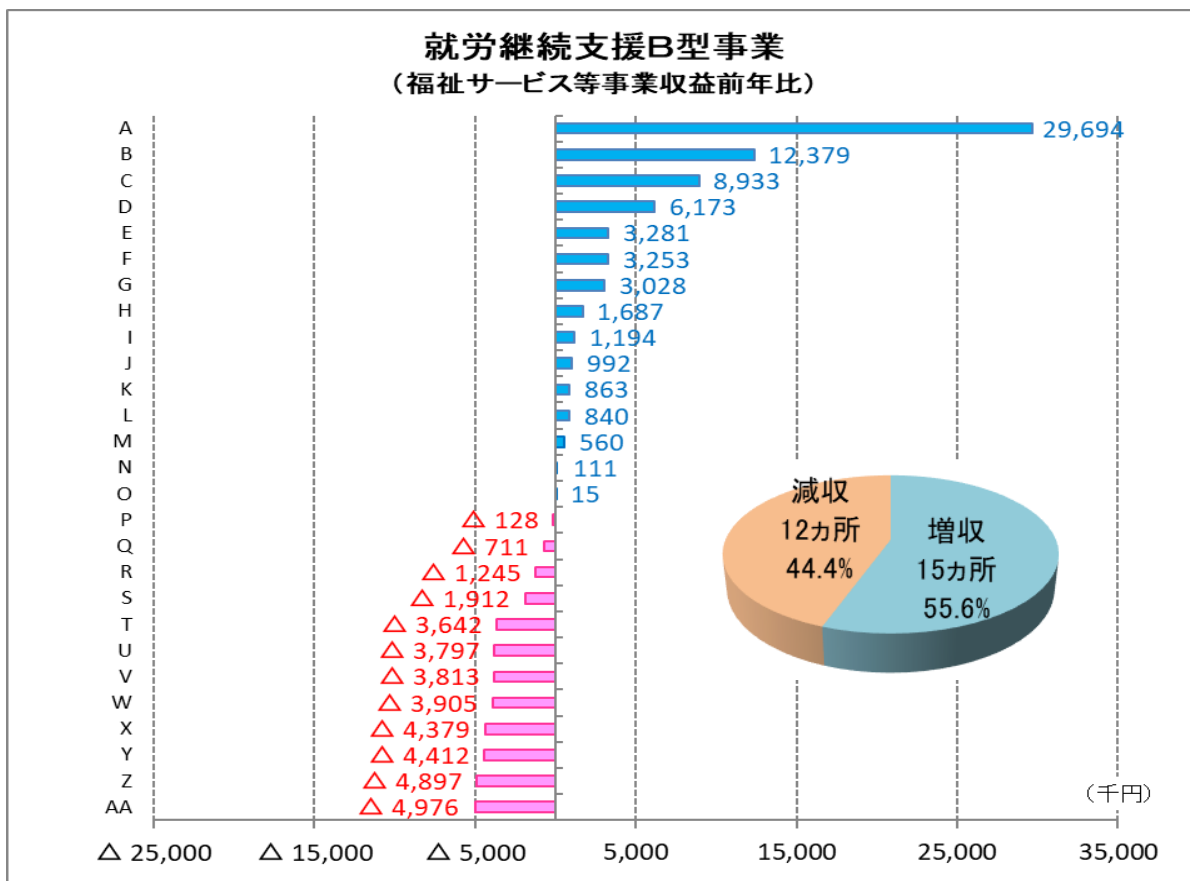
就労継続支援A型事業

業の事業所数は12事業所で、全体の増減は△17,997,427円の減収で、減収額の最も多い事業所は△8,147,228円であった。増収の事業所はわずか3事業所であり、最も多い増収があった事業所でも1,682,984円の増収であった。減収の主な理由は、利用者の減員、利用率の低下である。



### 就労継続支援B型事業

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
27	1,436,559,206	1,471,747,225	35,188,019





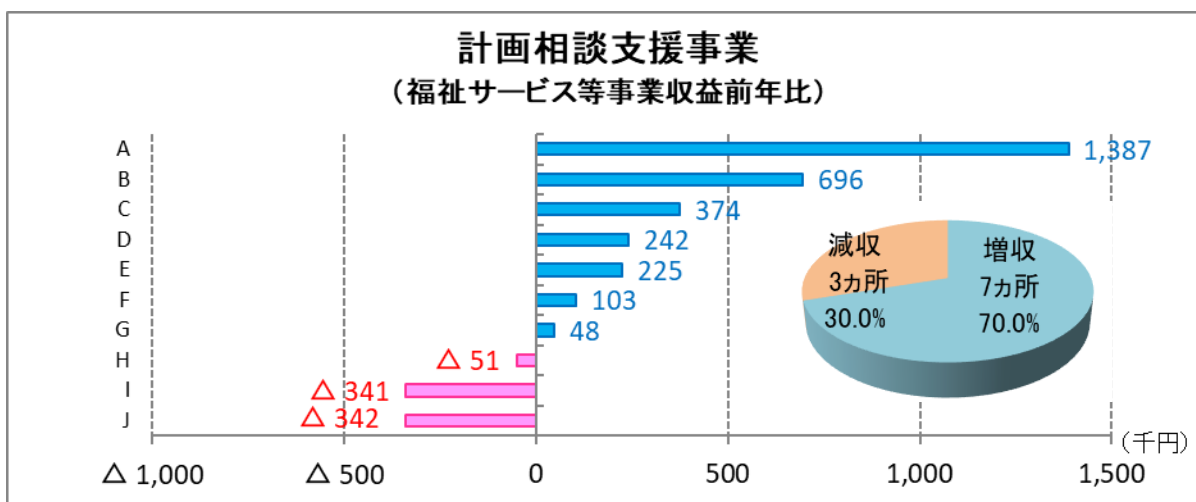
就労継続支援B型事業の事業所数は27事業所であった。減収の事業所は12事業所、増収の事業所は15事業所であった。全体の増減額は35,188,019円の増収で、減収額の最も多い事業所は△4,976,148円であった。増収額の最も多い事業所は、利用者が増えたことにより29,694,422円の増収であった。

## (5) 相談系サービス

### 計画相談支援事業

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
10	43,726,840	46,067,166	2,340,326

計画相談支援事業の事業所数は10事業所で、内減収の事業所は3事業所、増収の事業所は7事業所であった。全体の増減額は2,340,326円の増収で、減収額の最も多い事業所は△342,000円、増収額の最も多い事業所は1,387,097円であった。

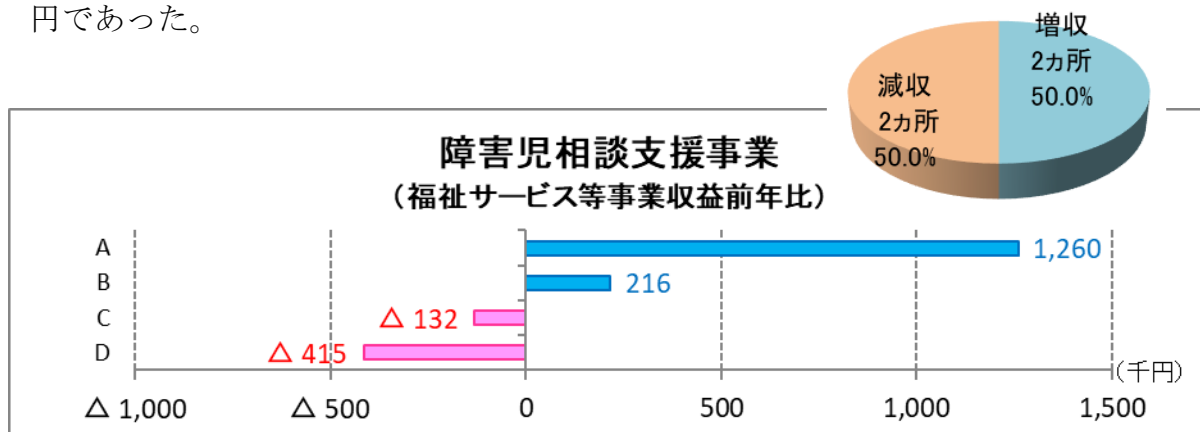


### 障害児相談支援事業

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
4	5,658,789	6,587,841	929,052

#### 障害児相談支援事業

障害児相談支援事業の事業所数は4事業所で、内減収の事業所は2事業所、増収の事業所も2事業所であった。全体の増収額は929,052円の増収で、増収額の最も多い事業所は1,260,460円であった。



### 地域移行支援事業

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
2	0	88,392	88,392

### 地域定着支援事業

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
1	0	0	0

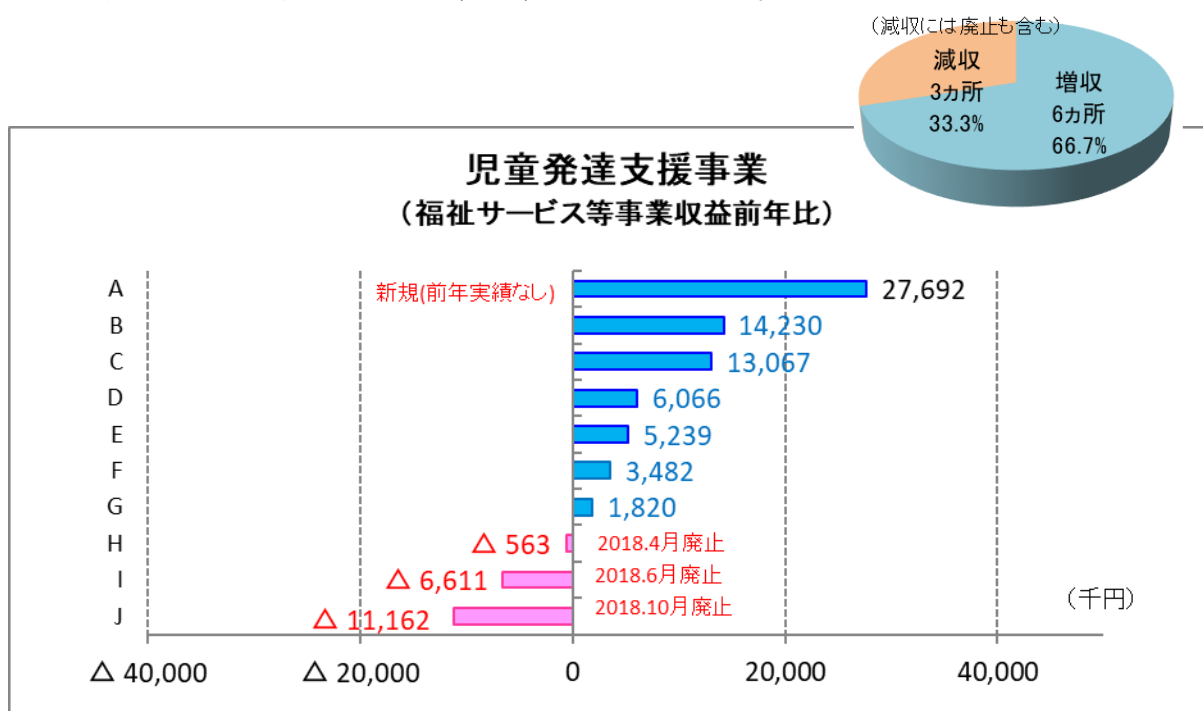
地域移行支援事業は2事業所で、1事業所が88,392円の増収で、1事業所は登録者がいなかったなのでゼロ収入であった。地域定着支援事業は1事業所で、こちらも登録者がいなかった。(円、棒グラフなし)

## (6) 障害児通所系サービス

### 児童発達支援事業

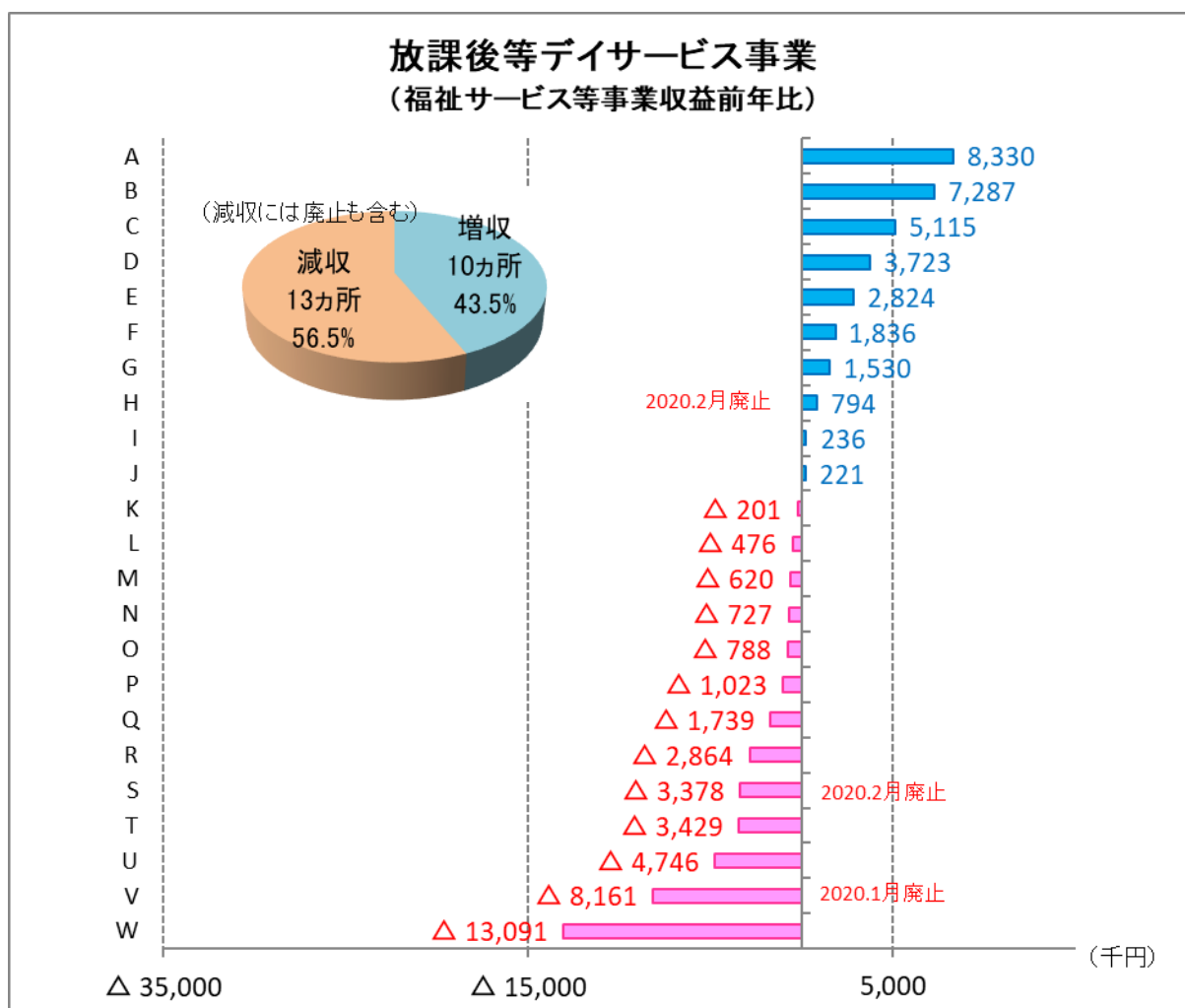
事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
10	198,062,952	223,631,064	25,568,112

児童発達支援事業の事業所は2017年度に2事業所が閉鎖(数字に含まない)した。期中の事業所数は10事業所で、内1事業所は新設であった。減収の事業所は3事業所、増収の事業所は7事業所であった。減収の3事業所はすべて2018年度中に閉鎖した事業所であり、最も減収の多い事業所は△11,162であった。全体の増減額は25,568,112円の増収で、増収額の最も多い事業所は14,229,526円の増収で、新設事業所の収入は27,691,840円であった。



## 放課後等デイサービス事業

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
23	617,621,811	608,276,300	△ 9,345,511



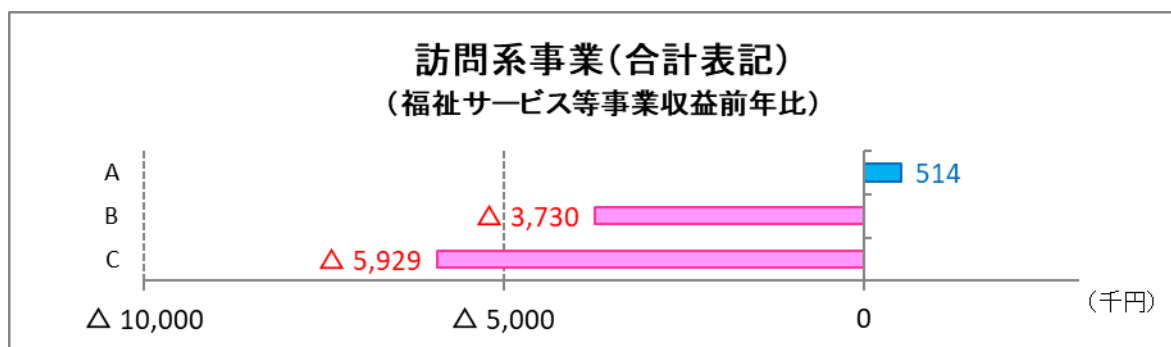
放課後等デイサービス事業は、障害児の成長過程における社会性を学べるとても重要な事業として認識しているため、ゼンコロでも積極的に取り組んでいる事業である。事業所数は23事業所で、内減収の事業所は13事業所、増収の事業所は10事業所であり、減収事業所の内3事業所は2019年度に閉鎖となり、全体の増減額は△9,345,511円の減収となった。減収額の最も多い事業所は△13,091,152円の減収であり、増収額の最も多い事業所は8,330,310円の増収であった。

**\* 事業所全体で集計している事業**

**訪問系サービス合計**

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
3	90,142,159	80,997,075	△ 9,145,084

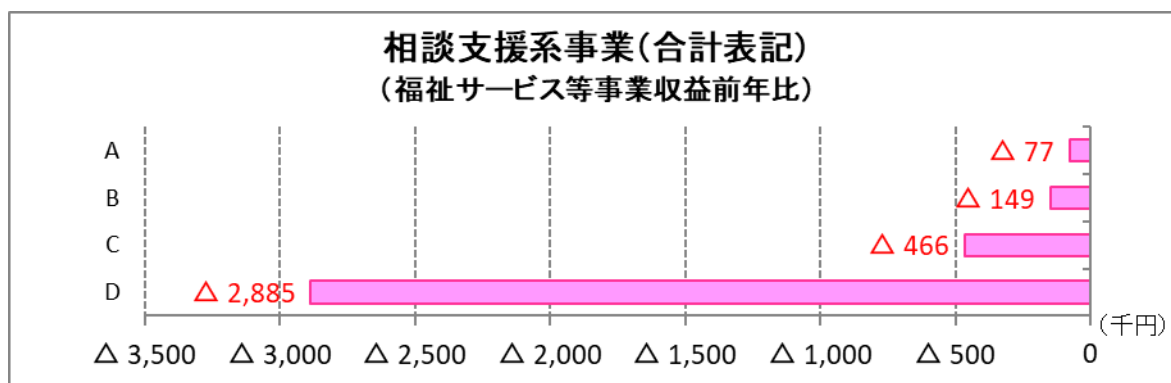
訪問系事業で複数事業の合計の調査票記入は1法人3事業所で、内減収の事業所は2事業所で、増収の事業所は1事業所であった。全体の減収額は△9,145,084円で、減収額が最も多い事業所は△5,929,050円であった。(円グラフなし)



**相談系サービス合計**

事業所数	2018年度	2019年度	増減(円)
4	30,409,764	26,832,129	△ 3,577,635

相談系支援事業で複数事業の合計の調査票記入は3法人4事業所で、すべての事業所で減収であった。全体の減収額は△3,577,635円で、減収額の最も多い事業所は△2,885,220円であった。(円グラフなし)



### 3. 福祉サービス事業収益増減の理由一覧

	増収理由	減収理由
<b>(1) 訪問系サービス</b>		
①居宅介護	利用者さんがアパート暮らしから利用開始	R01.12.31事業所の廃止による減少
②重度訪問介護		重度訪問介護サービスの利用なし 利用者が入院、入所のため
<b>(2) 日中活動系サービス</b>		
②生活介護	延利用日数が減少したが、処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更、令和1年10月から特定処遇改善加算の算定により給付費が増加 延利用日数が増加したことに加え処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更、令和1年10月から特定処遇改善加算の算定により給付費が増加 利用者数が増えたこと、また利用日数を増やせたこと 利用率増と障害程度区分変更による収入増 利用者数は変わらないが、利用率が向上したため 長期入院の方があったが、利用者・家族の高齢化で帰省が減っているため利用が増加 利用契約者増(1名)、支援区分の上昇、利用率の向上 延利用日数が増加したことに加え、処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更、令和1年10月から特定処遇改善加算の算定により給付費が増加	退所による利用者の減少 処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更と令和1年10月から特定処遇改善加算の算定をおこなったが、加算の増加より利用者の減による給付費の減少が多く昨年と比べ減収 経過措置利用者の減少
③短期入所	利用者の一部が法人内他事業所より移行 前年度から事業開始、利用がふえた 積極的に受け入れているため 定期利用者が増加 利用者利用延べ日数が増加 2018年3月より事業を開始し、徐々に利用者が増えたため(空床型)	
<b>(3) 施設系・居住系サービス</b>		
①施設入所支援	利用率の増加 利用者が増えたため 延利用日数が減少したが、処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更、令和1年10月から特定処遇改善加算の算定により給付費が増加 延利用日数が増加したことに加え処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更、令和1年10月から特定処遇改善加算の算定により給付費が増加 利用率増と障害程度区分変更による収入増 長期入院の方があったが、利用者・家族の高齢化で帰省が減り利用が増えたため 利用契約者増(1名)、支援区分の上昇	
②共同生活援助	利用者数及び利用延べ日数の増加、看護師を採用し看護職員配置加算を取得 利用者の減により給付費が減少したが処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更と令和1年10月から特定処遇改善加算の算定をおこなったため増加 新規グループホームを2019年6月に開設した 2019年度下半期から年度後半ばまで定員を充足したため収入増	1人暮らし移行に伴い、利用者減少
<b>(4) 訓練系・就労系サービス</b>		
②自立訓練(生活訓練)	利用率増と障害程度区分変更による収入増 利用者は1名で、2019年2月利用開始	
③就労移行支援	利用人数はほぼ変わらないが、基本報酬が上がった(564→686)ため増収 利用実績の増加 就職者数が増えて公費収入が増加	退所、就職等で利用者の減少 一般就労及び就継B型事業への変更等による収入減。 R02.03.31で就労移行支援事業を廃止。 就労移行支援は平成31年4月1日から平成35年12月31日まで休止 2018年度就労定着数減少による就労定着区分の降格のため。(第1位→第3位) 利用日数は増えたが、契約者数は減った 利用者の通所率が下がった 利用者減少(2年の経過で別事業に移行)
④就労定着支援	利用契約者の増加、すべてが就労サポートセンターからの就職者 事業開始が2018年10月からであり、1年後に基本報酬が上がった(1,600→3,215)ため増収 利用者の増加、前年度は10月から開始で今年度は1年間となったため	

	増収理由	減収理由
⑤就労継続支援 A型	B型からA型への移行による増加	利用者の減 延べ利用者数の減少により減少 利用者の減員・利用率低下 A型利用者の退職者が増え、補充出来ていないため
⑥就労継続支援 B型	新規利用者の増加 延利用日数が増加したことに加え、処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更、令和1年10月から特定処遇改善加算の算定により給付費が増加 処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更、令和1年10月から特定処遇改善加算の算定により給付費が増加 基本報酬単位はほぼ変わらず(521→524)利用日数が大幅に増えたため 就労支援事業収益の按分(A型・B型)を実態に合わせ見直したため 通所率の向上により利用実績の増加 利用者数は変わらないが、利用率が向上したため 移行支援から変更による増加	退所による利用者の減 開所日数の減、利用者退所による減収 契約利用者は52名からスタートしたが期中で6名の退所があり、利用延べ日数でも550日の減となり約360万円の報酬減。なお、退所者のうち4名は一般就労を目指し法人内の就労移行支援事業に移ったもの 高齢化・重度化による利用率減、就労移行体制加算対象外 平均利用率低下による収益減 退所者と長期入院の利用者が複数名に及んだため、利用者数が減少

#### (5) 相談系サービス

①計画相談支援	2019.3.25 新施設竣工により、拠点を移転し事業開始。 相談件数・登録者の増加 延利用者数が増加したため 2018年11月分より6ヶ月モニタリングに変更等により、モニタリング件数が増加したため	加算変更なし。請求件数の減。 報酬改定による基本報酬単価減による影響 利用者の一部が法人内別事業所の計画相談事業所に移行
②障害児相談支援	登録者増 2019.3.25 新施設竣工により、拠点を移転し事業開始。 相談件数・登録者の増加	延利用者数が減少したため 計画、モニタリング実施数の減少
③地域移行支援	昨年は実績なし、延利用者数が増加したため	過去2年間登録者・実績なし
④地域定着支援		過去2年間登録者・実績なし

#### (6) 障害児通所支援

①児童発達支援	2019.3.25 新施設竣工により、拠点を移転し事業開始。 2019年度から定員を10名から20名にし、多機能型から単独事業としたため 新規に開始したため	
③放課後等 デイサービス	登録者数は増加。営業日数・利用率は微減 2019.3/25新施設の開設に伴い、多機能から放デイ単独で開所 利用者の減により給付費が減少したが、処遇改善加算(Ⅲ)から(Ⅰ)への変更と令和1年10月から特定処遇改善加算の算定をおこなったため、収益は増加 1日当たりの利用者数3.1人/日→6.2人に増加	年間利用者人数が若干減少 令和2年2月末 事業所廃止 令和2年1月末 事業所廃止 令和2年2月末 事業所廃止

#### 事業所全体集約

#### (3) 相談系サービス、障害児通所支援

相談支援サービス	計画作成数微増 更新よりもモニタリングが多かったため	前年度からの継続サービス利用者の増加で件数は同じでも報酬が減少
----------	-------------------------------	---------------------------------

\* 障害福祉サービス等の収益増減のみを記述し、就労活動収支や人件費等費用については削除した。

\* できるだけ記述通り記載しているが、重複している理由は削除し、理由を明瞭にするため一部手を加えた。

## 7. まとめ

2018年度の障害福祉サービス事業報酬改定は、財政制度審議会が求めた財政抑制の意見も大きく、成果に対する加算・減算の仕組みをさらに強化し、地域の特性や各事業所の地道な努力が軽視された。ゼンコロ会員法人は制度改革による経営への影響はもちろん、当事者への影響をなるべく少なくすることを最優先して取り組んでいるが、社会福祉法改定に伴う様々な事業体の参入により、障害福祉環境も大きく変化している。成果主義への性急すぎる転換は、事業者の経営を混乱させ、障害者の生活に直接影響を及ぼす。2021年度にも新たに改定が予定されており、今後も制度改革には注視し、他の団体等とも連携して障害者の暮らしの向上を目指していきたい。